

報道関係者各位

平成26年 5月29日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課  
監督課長 中井 裕司  
主任監察監督官 上谷 祐次  
電話 088-885-6022

**『労働基準監督署における定期監督等の実施結果』**  
～ 定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反 ～

高知労働局(局長 伊津野 信之)は、平成25年に管下4労働基準監督署が実施した定期監督等の実施結果について、次のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

1 各労働基準監督署に配置されている労働基準監督官は、働く人の職業生活や生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図るため、労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの相談等を契機とし、工場や事務所に立ち入り、機械・設備や帳簿などを確認し、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主などに対し、その改善を指導する「定期監督等」を実施しています。

平成25年に実施した定期監督等の件数は、1,348件(前年比108件減)で、このうち何らかの労働基準関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場数は941件(違反率は69.8%(前年比3.3ポイント減))でした。

(別添1参照)

**【労働基準関係法令違反の主な内容】**

労働時間に関するもの(労働基準法第32条、第40条)

違反件数221件、違反率16.4%(前年比0.3ポイント増)

割増賃金に関するもの(労働基準法第37条)

違反件数176件、違反率13.1%(前年比0.5ポイント増)

機械器具その他の設備等の安全基準に関するもの

(労働安全衛生法第20条から第25条)

違反件数293件、違反率21.7%(前年比8.2ポイント減)

(別添2、3参照)

2 高知労働局においては、今後とも、法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止や労働災害の防止に向け、引き続き、周知・広報を行っていくとともに、事業場に対する監督指導を実施し、重大・悪質な事案については、送検手続きを執るなど厳正に対処することとしています。

## 【定期監督指導における労働基準関係法令違反の事例】

### （事例1 労働基準法違反）

残業時間を自己申告させていたが、これらを労働時間として算定していなかったものや、残業時間そのものを自己申告させていなかったものなど、運用が不適切であったため法違反となったもの。

### （事例2 労働基準法違反）

「月給制の労働者には残業代を支払わなくてもよい」という誤った認識等のため、残業が生じても残業代を支払っていなかったもの。

### （事例3 労働安全衛生法違反）

常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに定期健康診断を実施していなかったものや、深夜業に常時従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していなかったもの。

### （事例4 労働安全衛生法違反）

建築工事現場において、下請け業者が使用する足場について、墜落防止措置が不十分であったものや、作業場所に通じる通路についても安全確保が不十分であったもの。また、元請け業者による安全管理や下請け業者への指導が不十分であったもの。

## 相談窓口

### 【高知県下の各労働基準監督署の所在地等】

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田1-39 1階	088-885-6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町7-11	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎 3階	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸地方合同庁舎 1階	0887-35-2128

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における賃金不払残業、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

### 労働基準関係情報メール窓口

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

### その他参考資料

[労働基準監督署の役割](#)

[労働基準監督官の仕事](#)